

STOP! 自画撮り!

沖縄県青少年保護育成条例が改正されました

主な改正点

【平成31年3月29日改正・公布】
【令和元年7月1日施行】

- 1 18歳未満の青少年に裸体等の画像等の提供を求める行為は禁止
- 2 不当な要求行為は30万円以下の罰金

【不当な要求行為とは】

- 青少年に拒まれたにもかかわらず提供を求めること
- 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて提供を求めること
- 青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により提供を求めること



知っていますか？

◆県内で「自画撮り被害」が発生!

青少年がSNS等で知り合った人等から、脅されたり、騙されたりして、自分の裸体等の画像を送付させられる「自画撮り被害」が県内で発生しています。悲しいことに被害者のほとんどが中高生です。

被害に遭わないために

◆SNSで知り合った人を安易に信用しない!

顔が見えないSNSの世界では、女性や良い人になりすまして、裸の画像を要求する悪い人がいます。画像が一度ネット上に流出すると削除は困難です。被害に遭わないよう、SNSで知り合った人を安易に信用しないでください。

◆大切な人から要求されても絶対に送らない!

大切な人、信用している人から裸体等の画像を要求されたとしても絶対に送ってはいけません。

◆要求されたら必ず相談を!

裸体等の画像を要求された場合は、一人で悩まず、必ず家族や先生等に相談してください。

消せない



保護者の皆様へ

◆フィルタリングの設定を!

お子様を守るため、お子様のスマートフォン等には、必ずフィルタリングを設定してください。

◆家庭のルールづくりを!

お子様にスマートフォンを持たせる場合は、スマートフォンの使い方、利用時間等について、お子様と話し合い、家庭のルールを作るようにしてください。

裸の画像を要求する人は
あなたを大切にしている人
でしょうか。

困ったときの相談窓口(緊急時は110番)

【ヤングテレホン(県警少年サポートセンター)】(09:30~18:15)

電話 0120-276-556(フリーダイヤル・携帯からも可)

【沖縄県警察相談窓口】(24時間対応)

電話 #9110 又は 863-0110

【メール相談SOS】(受信は24時間対応)

沖縄県警察HPからアクセス 又は soudan@police.pref.okinawa.jp

家庭のルール(例)

- 人が嫌がることは書き込まないこと
- 食事中・勉強中は使用しないこと
- SNSで知り合った人のことは必ず親に知らせること



900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
TEL 098-866-2174 FAX 098-868-2402 メールアドレス aa022004@pref.okinawa.lg.jp